

傷病手当金について（船員保険と健康保険の比較）

| | 船員保険 (船員保険法第 69 条) | 健康保険 (健康保険法第 99 条) |
|-------------------|--|---|
| 支給額 | 標準報酬日額の 2/3 (主として前年(漁船については前年の同種の漁業)の実績を基に今後の報酬を推計することにより標準報酬月額を決定) | 標準報酬日額の 2/3 (4月・5月・6月に受けた報酬の平均額により標準報酬月額を決定) |
| 待期期間 | なし | 3日 |
| 支給期間(限度) | 3年 | 1年6月 |
| 賃金、給料、手当など報酬との調整 | あり | あり |
| 資格喪失後の受給 | 資格喪失前の傷病であること | 資格喪失時に傷病手当金の支給を受けていること |
| | 資格喪失日前に強制被保険者期間が1年のうち3カ月又は3年のうち1年以上あること | 資格喪失日前に強制被保険者期間が1年以上継続していること |
| 任意継続被保険者に対する傷病手当金 | 任意継続被保険者資格取得日後1年未満に発した傷病を対象に支給する。 | 支給なし(資格喪失時に支給を受けていた場合に限って受給できる) |